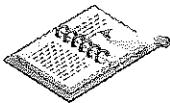


自由民主党の総務会が公務員制度改革に関する提言を了承したという。政府は、六月中に改革の全体像をまとめ、秋の臨時国会に、関連する法律案を国会に提出する方針だという。消費税増税の前に、行政の効率化に力を入れる姿勢を示すのだそうだ。

新・弁護士

ることなどを内容とする国家公務員の労働関係に関する法律案、国家公務員の任免、勤務条件などに関する制度や団体協約に関する事務などを担う公務員に関する事務を設置するための法律案、これららの制度改革に關係する法律を整備するための法律案のいわゆる国家公務員制度改革四法案を国会に提出した。平成二一年の自公政権下の国会では、人事院の権限の縮小を巡って、人事院総裁と制度改革担当大臣との間で激しいやりとりがなされたが、今回は、複雑怪奇な政治情勢から、これらの法律案は審議がなされないまま、廃案となつていてる。

新・弁護士月記 ⑯



制度いじり

橋本 勇

ところで、与党、野党を問わず、公務員制度の改革を主導して、国民の支持に繋げようとする勢力は非常に強く、平成一九年には国家公務員法等の一部を改正する法律が成立し、これを受けて、(1)能力・実績主義の人事管理の徹底、(2)官民の人事交流の推進など多様な人材の確保・育成への取り組み、(3)再就職情報の内閣による一元管理に関する事務などによる退職管理の適正化が進められ、平成二〇年六月には、国家公務員制度改革基本法（基本法）が公布され、国家公務員制度改革推進本部が設置されたが、今年はその設置期限の五年が到来する。平成二三年の国家公務員制度改革四法案は、一応国家公務員制度改革基本法の理念に沿つたものと評価されるべきものであつたと思われるのであるが、今年秋に提出される法案はどうなるのであろうか。

自由民主党の提言をみると、まず、労働基本権付与については、基本法では国民の理解のもとに自律的労使関係制度を措置するものとされているところ、未だ国民の理解を得られていない

いとされているので、非現業職員に対する協約締結権の付与は見送られるものと思われる。次に、労使交渉を重視する立場からも、任命権者の裁量権を拡大しようとする立場からも、ターゲットとされている人事院制度については、人事院勧告を尊重することを明言する一方で、内閣人事局は早急かつ丁寧に検討を進めるというが、その内容への言及はなく、具体策は難航しそうだ。人事評価制度については、能力と実績に基づき真に頑張る職員が報われる人事・処遇の実現と、勤務実績が不良の職員は降任・免職とし、三年連続で最低評価を受けた職員は分限とするよう提案されている。

これらのうち、内閣人事局の設置のためには法律が必要であるが、現行制度が維持されそな労働基本権についての法律改正が必要ないのは当然として、人事評価制度については、現行の制度下においても、任命権者がやる気になればできることであり、敢えて法律改正をしなければならないことはない。法律を改正するといふのは、やる気のない任命権者に対する叱咤だと理解すべきであろう。

自治体の任命権者としては、国の議論に惑わされることなく、やるべきことをやることが必要であり、それができれば十分なように思う。

いとされているので、非現業職員に対する協約締結権の付与は見送られるものと思われる。次に、労使交渉を重視する立場からも、任命権者の裁量権を拡大しようとする立場からも、ター閣人事局は早急かつ丁寧に検討を進めるというが、その内容への言及はなく、具体策は難航しそうだ。人事評価制度については、能力と実績に基づき真に頑張る職員が報われる人事・処遇の実現と、勤務実績が不良の職員は降任・免職とし、三年連続で最低評価を受けた職員は分限とするとよう提案されている。

これらのうち、内閣人事局の設置のためには法律が必要であるが、現行制度が維持されそうな労働基本権についての法律改正が必要ないのは当然として、人事評価制度については、現行の制度下においても、任命権者がやる気になればできることであり、敢えて法律改正をしなければならないことはない。法律を改正するといふのは、やる気のない任命権者に対する叱咤だと理解すべきであろう。

自治体の任命権者としては、国の議論に惑わされることなく、やるべきことをやることが必要であり、それができれば十分なように思う。

弁護士